第8回 (令和6年6月)

宮 津 市 教 育 委 員 会

定 例 会 議 事 録

令和6年6月27日開会

第8回(令和6年6月) 宮津市教育委員会定例会会議録

日 時 令和6年6月27日(木)午前9時00分~

場 所 宮津市福祉・教育総合プラザ応接会議室

出席者 山本雅弘 伊藤正 田崎浩二 尾﨑里花子 藤井陽子

事務局 永濱教育次長 河合学校教育課長 河原社会教育課長 河森文化財保護担当課長 森本学校教育課参事 小山学校教育係長

(傍聴者3名)

- 1 開 会
- 2 前回会議録の承認
- 3 会議録署名委員の指名
- 4 会期の決定
- 5 教育長報告
- 6 議 事

議第25号 宮津市指定文化財の指定について

7 報 告

報告第11号 専決処分の承認を求めることについて

報告第12号 専決処分の報告について

- 8 その他
- (1)学校における熱中症対策について
- (2)7月の主な日程(教育委員会関係分)について
- 9 閉 会

- 開会: 9:00-

山本教育長

只今から、令和6年第8回宮津市教育委員会定例会を開会し、ただ ちに本日の会議を開きます。

それでは、次第に沿って会議を進行します。

■次第2「前回会議録の承認」

各委員よろしければ、尾﨑委員と田崎委員にお世話になります。

■次第3「会議録署名委員の指名」

会議規則第18条第2項の規定により、教育長において田崎委員と伊藤教育長職務代理を指名しますので、よろしくお願いします。

■次第4「会期の決定」

本日の定例会の会期は、1日としたいと思います。 これにご異議ありませんか。

出席委員

異議なし

山本教育長

ご異議なしと認めます。よって会期は、本日1日間と決定いたします。

山本教育長

■次第5「教育長報告」

【報告事項】

- 1 市立幼稚園、小中学校の状況について
 - (1) 1 学期末に向けて
 - ○新型コロナが 5 類に移行して 1 年経ちましたが、無くなった訳ではない。インフルエンザの他に、都市部では手足口病、溶連菌が流行っています。感染症が猛威をふるう季節でもあるので、食中毒を含めて子ども達の安全安心を守っていかなければならない。
 - ○中教審の初等中等分科会で、質の高い教師の確保をどうするかという特別部会の中で、「令和の日本型教育を担う質の高い教師の確保ための環境整備に関する総合的な方策について」というものが出ました。働き方改革、業務の改革も含めて、先生方が教職に魅力を感じてもらえるように、学校、家庭、地域の皆さんに学校の先生の仕事についてご理解をいただく取組みや、国や都道府県も含めて教育委員会が環境整備をしっかりやっていくということが書かれている。今までは書かれていない「従来型の指導や助言に留まらず、学校の取組に伴走しながら取り組むように」という表現があった。引き続き先生方の働き甲斐につながるように取り組んでいく。
 - ○1 学期末に向けて取組んでいる中、大きな事故や事件もなく、子 ども達が過ごしている。先生達にもお礼を申し上げたい。
 - ○丹後ブロック陸上大会の結果をつけている。丹後の中学校が頑張っているので、結果を見ていただきたい。その中で府下大会に出場する選手も出ている。
 - ○熱中症の関係は、学校に十分気を付けていただくようにお願いしている。

- (2) 旧養老小学校と府中小学校の再編後の状況について
- ○3 月末に閉校した旧養老小学校と府中小学校の再編後の状況です。1 学期が終わろうとしていますが、子ども達は元気に通っており、登下校のスクールバスも問題なく進んでいる。再編後の様子を伝えるはばたき通信も続けて出していきたい。今日、閉校記念事業の実行委員会が開催される。実行委員会の取組みに支援をしていきたい。
- (3)「宮津の新しい教育の創造 Version2.0:学びの時代」に向けて
- ○教えられて勉強する時代から自ら学んでいく時代になった。特に 先生方の新しい取組みとしてガラパゴスで頑張っているので応 援していきたい。
- ○コミュニケーション教育も、順調に根付いてきている。先日も平 田先生の劇団の方にお越しいただきました。与謝野町や伊根町に も取組も広がっている。子ども達にはこれからの時代に求められ る力を育成していきたい。
- ○高等学校では、探究活動を盛んにやっている。小中学校の総合的な学習の時間では、子ども達が身近な課題を発見し、自分でどう調べて取組むかを考え、進路に活かしていく。従来のような発表して終わりという活動ではない。各学校でもしっかりと取り組んで、高等学校につなげていけるようにしていかなければならない。
- ○宮津中学校に校内フリースクールを開設し、上手く機能している。拡充できるようにしていく。不登校問題は最終的に進路問題でもあるので、そのための支援をしながら他の学校に広げていく。
- ○部活動の地域移行について、京都府の実証事業に手を挙げた。宮 津中は陸上、栗田中はソフトテニスを取り組んでいく。宮津らし い部活動の地域移行を進めていきたい。

2 「熱中症特別警戒情報」の運用について

○4月24日に熱中症の特別警戒情報の運用がスタートした。近年の気候変動の影響で、学校の部活動、体育祭で救急搬送されている。この状況を踏まえて、環境省が気象庁と共同して令和3年度から熱中症警戒アラートを運用しているが、気候変動適応法の改正によって、熱中症特別警戒アラートの運用が4月からスタートしている。気温が特に著しく高くなることにより熱中症による人の健康に係る被害が生ずるおそれがある場合に出される。京都府内の観測地点は、間人、宮津、舞鶴、福知山、美山、園部、京都、京田辺の8箇所あり、8箇所全部で暑さ指数が35に達すると予想される場合に特別警戒アラートが出ていなくても対応を考えなければならない。宮津市としてどう対応していくか、保護者には案内を出してお知らせしていく。この後、詳細は森本参事から説明していただく。

3 その他

○1 学期が終え、子ども達が有意義な夏休みを過ごして、元気に 2 学期が迎えられるように取り組んでいく。 伊藤教育長職務代理

熱中症特別警戒アラートの観測地点の府内8箇所は、微妙な位置だと思う。丹後地域とか、舞鶴福知山など広い地域で考えないと難しいと思います。

山本教育長

宮津が出なくて、間人や舞鶴が出た場合にどこで判断するのか。一律にならないので難しい。宮津は観測地点があるので、そこはしっかり判断できる。社会見学や修学旅行の行き先、大会の開催地で特別警戒が出ることも考えられる。非常に難しいが、子どもの安全を第一で考えていかなければならない。今後の運用を決定次第報告させていただく。

田崎委員

中学校の部活動中に怪我で救急搬送されて、亡くなったニュースがあった。怪我の場合も熱中症の場合も同じだと思う。起こった後の対応もあるが、注意喚起は必要だと思う。寝不足やご飯をしっかり食べていないとか、そうならないように発信していくことが大切だと思う。

山本教育長

体調は影響すると思う。特に今は夜型の生活になっている。救急搬送は、何かあればすぐに呼べばよいと学校には言っている。学校の判断はどうだったか、なぜ起こったかについて、保護者への説明が強化されている。学校の対応の説明責任がある。躊躇せず救急車を呼ぶ方がよい。

尾﨑委員

宮津中学校のコミュニケーション教育を参観しました。劇団員の方が子ども達の心をつかむのが早い。子ども達の心を育てるためにこの授業はあると思った。お題の最後に、あと 10 分で話し合いをさせる場面があり、まさかそんな発想をするのかということが最後の最後であった。劇団員の方が、子ども達の良いところを引き出すのが上手く、またこの授業を受けたいと思える終わり方をされていた。この授業の意図である、皆との調和を図りながら、自分を出せるようになる、そのために劇団員の方がやっておられる。授業の中で、自分を出すという力を養っていき、どんな子も自分の役割を頑張ってやっている。今からの時代、自分がどう発想していくかという力を養うことが大事になってくる。とても良い授業でした。

河合学校教育課長

色々な子どもがいる中で、思春期の子ども達なので、グループの中でも率先して取り組むリーダータイプと、ナイーブな子ども達がいる。そこを、劇団員がうまく個別に声をかけて、引き出しをされており、場が盛り上がる。それぞれのグループごとの取組みフォローをされている。初めてその取り組みを見させていただいて、普段経験できない貴重な体験だと思いました。取り組んだ後、子ども達の表情が変わっていくのが印象的でした。今後、このような機会が多くあればよいと思う。先生にもこの手法を今後どう授業に活かしていくか振り返りをしていだいて、持続可能な授業改善につながっていけばと思います。

森本参事

どのクラスも見させていただいたが、劇団員の方が子どもの主体性を引き出すのがうまい。子ども達は、主体性が無いように見えるが、

元々は持っている。それをうまく引き出す声掛けをし、大人しい子も徐々に自分のやりたいことを出していける。こういうことも教員は学んでいかなければならない。振り返りの中でも教員もそう感じている意見が多かった。ぜひ続けて、子ども達が変わっていく様子を見ていきたい。1 学期、2 学期、3 学期と系統立ててできるので、子どの達の変化を楽しみにしている。

山本教育長

ずっとやっておられる豊岡市の子どもの様子も変わってきたということを聞いている。これからの多様性の時代にどう生きていくのか。平田先生に子ども達をしっかり指導していただいているので、引き次いで、持続可能な形になればと思う。演劇の手法はすごいと思う。子どものことももちろんであるが、先生に子どもの見方、指導の仕方を学んでもらうといういい面もある。声掛けの仕方も学んでもらう。落語のビデオを見て勉強をされたりして、子ども達が自分に向いてくれる話し方を学んでいく。劇団員の方の方法は、本当に参考になる。これを機会に学んでもらう。経験値は違うが、先生達も学んでいってほしい。引き続きよろしくお願いします。

藤井委員

ガラパゴスに参加しました。先生が自ら学ぶという機会はオンラインで積極的に意見を言うのは難しいと感じた。先生達も主体的に自ら学ぶということで、先生達が描かれていることから盛り上がっていく。これからを楽しみにしています。

山本教育長

ガラパゴスの研修は、行政が指定する研修ではなく、ICTを使って自分でやりたいことを研究する場である。先生達がこの部分を学びたいと思っていることを、教育委員会としてどう支援していくかということが大切である。自分で実践発表をして、他の先生から意見をもらいながら、お互いに学び合っていく場になればいいと思う。ガラパスには幼稚園教諭や事務職員も入っている。宮津の子ども達の教育に支には幼稚園教諭や事務職員も入っている。宮津の子ども産の教育にする場にある色々な職種の人が集まって、自分の力を高めていこうとすることが大事なことだと思う。教育委員会は、学校現場の取組みを伴走しながら支援していく。先生として学びたい、相談したい、やってみたいことができる場として、ガラパゴスは大切にしていたでもみたいことができる場として、ガラパゴスは大切にしただけたらと思います。

伊藤教育長職務代理

人権問題研修会に参加しました。参加者が少ないのが大きな課題だと思う。市の職員の参加、学校の教職員、議員などの参加はあるが、本来、市民の参加がもっとあるべきだと思う。各戸に情報が届くように、広報の在り方も考えていく必要があると思う。

河原社会教育課長

今回のテーマは子ども達の SNS がテーマといいう大事なテーマだったので、講師の方ももっと丁寧にやっていきたいとおっしゃっていたので、公民館や地域レベルでもやっていけたらと思う。

■ 6議事

山本教育長

それでは、議事に移ります。

議第 25 号「宮津市指定文化財の指定について」事務局から説明を お願いします。 河森文化財保護担当課長

宮津市文化財保護条例第5条第1項の規定に基づき、別表に掲げる 有形文化財を、その区分により宮津市指定文化財に指定したいので、 宮津市教育委員会基本規則第16条第1項第13号の規定により、委員 会の議決を求めます。

今回指定を目指しているものは 2 件です。いずれも仏像の彫刻です。栗田田井の養福寺にある木造薬師如来坐像と、由良の如意寺にある木造阿弥陀如来坐像の 2 件です。この件は、4 月の定例会で文化財保護審議会に諮問することついて報告させていただいたものですが、5 月 30 日に宮津市文化財保護審議会に諮問をさせていただき、ご審議の上、指定が適当であるとの判断をいただきました。それを受けて6 月 12 日に審議会より、指定についての答申を受けました。所有者様には同意をいただいています。

審議いただいた資料をご覧ください。由良の如意寺阿弥陀如来坐像ですが、如意寺本堂に安置される仏像で、桃山時代の作品と考えられます。この像を裏返すと銘文から、「康清」の作であるとわかります。康清は、七条仏所という京都の仏像を作る工場に属しており、この仏所は、鎌倉時代の東大寺の運慶、快慶の系統をひく仏所です。

康清の作品は、亀岡や京都市内、甲府、埼玉などに広がっていて、 当時としては有名な彫師の作品であることがわかります。宮津市の歴 史とっても重要なものということで、指定するのがふさわしいという 答申をいただきました。

田井の養福寺の木造薬師如来坐像ですが、弥生時代後期から鎌倉時代の作品と考えられます。この時代の仏像は、市内では延べ 23 点確認されており、これだけの古い仏像が確認されるのは珍しく、これまでそのうち 16 点が文化財に指定されています。今回再調査しましたところ、仏像の裏側に銘文が書いてあります。作った時ではなく、修理した時の銘文ですが、「養福庵」と書かれています。これまで養福寺が建てられた時期は不明でしたが、この銘文が残っていることで、少なくとも江戸時代に存在していたことが確定できる資料であり、歴史的にも重要であるということで、指定するのがふさわしいという答申をいただきました。

藤井委員

昔から保存されているものと思いますが、今回の調査で分かったものなのでしょうか。

河森文化財保護担当課長

これらの仏像は、これまでの宮津市の調査の段階で存在は確認されていましたが、令和4年に、京都府の再調査で改めて価値が高いと評価をいただき、今回指定をさせていただく運びとなりました。

伊藤教育長職務代理

資料に、宮津市指定文化財指定件数は 65 件あり、このうち美術工芸品は 41 件とありますが、この中で国の指定を受けたものはありますか。

河森文化財保護担当課長

仏像では6点、国の指定を受けています。その他に8点、京都府の 指定を受けています。

山本教育長

それでは、議第25号「宮津市指定文化財の指定について」は、承認 することとしてご異議ございませんか。 出席委員

異議なし

山本教育長

議第25号は提案のとおり承認いただきました。

■ 7 報告

山本教育長

次に、報告第 11 号「専決処分の承認を求めることについて」事務 局から説明をお願いします。

河合学校教育課長

宮津市教育委員会基本規則第 16 条第 3 項の規定により専決処分を 行いましたので、同項の規定によりこれを報告し、委員会の承認を求 めるものです。専第 8 号「宮津市部活動検討委員会設置要綱に係る専 決処分について」です。

資料 6-1 をご覧ください。関連予算は、6 月補正予算にも計上して おり、予算については後ほど説明させていただきます。今回、「部活動 検討委員会設置要綱」を定めさせていただいたものです。第1条の設 置ということで、宮津市立中学校の部活動について、持続可能で適切 な在り方を検討するため、宮津市部活動検討委員会を設置するもので す。第2条で所掌事項を定めており、委員会は、次に掲げる事項につ いて協議又は検討するものです。(1) 持続可能で適切な部活動の在り 方に関すること。(2) 部活動の指導の指針に関すること。(3) 部活動 の指導における外部人材の活用に関すること。(4) その他教育委員会 が必要と認める事項となっております。第3条の組織について、委員 会は、委員15人以内で組織し、委員は、次に掲げる者のうちから、教 育委員会が委嘱し、又は任命します。(1) スポーツ団体の代表者(2) 文化団体の代表者(3) 学校の関係者(4) 学校の生徒の保護者の代表 者(5) 行政機関の職員(6) その他教育委員会が必要と認める者です。 委員の任期は、委嘱又は任命の日の属する年度の末日までです。委員 会に委員長1名を置き会務を総理していただきます。第5条の会議 は、委員長が招集し、委員長が議長となる。ただし、委員が委嘱され た最初に招集すべき会議は、教育委員会が招集することとしておりま

今般、部活動の地域移行の京都府の実証事業を行う中で、内部組織を立ち上げ、委員の意見をお伺いしながら、進めていきたいと考えております。

次に、専第9号「令和6年度宮津市一般会計補正予算(第3号)(教育委員会関係分)について係る専決処分について」です。

資料 5 ページの令和 6 年 6 月定例会 令和 6 年度 6 月補正予算【追加提案分】事業等説明資料をご覧ください。今回、中学校部活動地域移行検討事業として 182 万 2 千円を計上させていただいたものです。

補正理由としましては、急速に進行する少子化の影響により、所属人数の減少や希望種目の限定など中学校部活動を取り巻く環境が変容する中、持続可能で適切な中学校部活動の在り方を検討、協議するため、部活動検討委員会を設置し、休日における部活動の地域移行の実証を行うためであり、(京都府教育委員会の実証事業採択に伴うものです。

事業概要ですが、部活動検討委員会の設置及び運営、平日の学校部活動以外の休日(土・日)において、宮津中の陸上、栗田中のソフトテ

ニス、宮津中及び栗田中のフリースポーツについて、スポーツ協会、 地域学校協働活動関係、総合型スポーツクラブの関係団体と連携して 地域移行の実証事業を行うものです。

対象経費としましては、外部団体の活動を支援するための経費、指導謝礼、スポーツ保険加入などです。

スケジュールとしましては、少し遅れるかもしれませんが、6月に 検討委員会の設置、7月から8月には、教員への周知、保護者への周 知、9月から2月に地域部活動実証事業の実施としております。

事業費は、部活動検討委員会経費、指導者謝金、保険料、フリースポーツの会場使用料等を見込んでいます。

財源としましては、府支出金、地域部活動推進事業委託金を全額充 てさせていただくこととしております。

期待される効果としては、教育長報告にもありましたが、北部2市2町初の実証事業であり、丹後地域の先駆的取組であり、地域の方との協働、連携を通じた地域力の向上、また、教職員の働き方改革の推進につながっていくことを期待しております。報告は以上です。

山本教育長

ご意見、ご質問はございませんか。

田崎委員

平日の学校部活動以外の、土日の部活動ということで、月曜から金曜の学校の部活動は今までのままということでしょうか。

河合学校教育課長

基本的には、平日は、学校の先生、部活動指導員が学校部活動を指導していただき、9月からの土日は、外部団体にお願いして地域移行をしていく。学校の先生の中には、熱心な先生もおられるので、土日に一緒に指導されることは可能とする予定ですが、基本は、地域移行でと考えています。

田崎委員

学校の先生と地域の指導者とのコミュニケーションの取り方や、情報のやり取り、責任の所在とかはどうなっていくのか。

河合学校教育課長

そういった話は、今後設置させていただく検討委員会の中で、学校の校長先生、学校の先生の代表、地域の団体の代表に来ていただく予定ですので、細かな点の話し合いや情報共有ができればと思っています。

田崎委員

大会の出場はこれまでと同じでしょうか。課題は出てくると思います。自分の学校には無いスポーツが、地域にはある。それはいいことだと思います。

河合学校教育課長

中には、土日にも部活動を続けるものもありますので、それは従来通りされます。陸上部でも土日は休む生徒、技術の向上のために外部の方に指導を受けたいと思う生徒があると思いますが、それぞれ生徒の選択なので、土日も外部で機会を確保することが狙いでもあります。

伊藤教育長職務代理

田崎委員の心配される部分は私もよくわかります。学校の先生と、外部の指導者の指導の在り方が一致していないと問題が出てくるのではと思います。学校の教師は部活動で生徒指導をするという面もあ

り、生徒の内面の部分も伝わるとよいと思います。あと、大事なのは、 学校の先生の働き方改革の部分で、熱心な先生は、土日も関わられる と思いますが、休めるときは休むということも大事だと思います。他 の部活動にも波及していけばいいと思います。

河合学校教育課長

外部移行をすることで、子ども達と指導者の信頼関係が、学校の先生とは築けているが、外部の指導者とは築けていないということがある。今までの指導方法が変わることで、子ども達のストレスにならないように検討委員会の中で考えていく必要があると考えています。

山本教育長

スポーツ庁が考えていることは、土日は部活動をしないことであり、平日は部活動をやり、土日はやりたいことをやる。地域移行には、色々な中学校の生徒が集まり活動できる機会になるが、活動の場所まで都会のように電車に乗って数百円で行けない。送迎などの課題など様々ある。

尾﨑委員

学校が土日はノータッチになってきた時に、地域に移行したチームで、大会の目標設定をして出るのは難しいと思います。学校のクラブの顧問の先生が指導に力を入れていて、いい選手がいる場合は、簡単ではないと思います。

山本教育長

大会には、学校とクラブチーム両方出場できるようになってきている。どちらで出るのが有利になるのかを考えるようになるということも出てくる。実証事業を行いながら、宮津市に合ったやり方を検討して進めていく必要があると思います。

報告第 11 号「専決処分の承認を求めることについて」は承認することとしてご異議ございませんか。

出席委員

異議なし

山本教育長

次に、報告第 12 号「専決処分の報告について」事務局から説明を お願いします。

河合学校教育課長

宮津市教育委員会基本規則第 16 条第 2 項第 1 号の規定により専決処分を行いましたので、同項の規定によりこれを報告します。

専第 10 号「委員会及び学校その他の教育機関の職員(府費負担教職員を除く。)で臨時的任用及び会計年度任用職員の任免に係る専決処分について」です。

資料 8-1 をご覧ください。今回、部活動指導員 2 名、校内フリースクール支援員 1 名の会計年度任用職員 3 名を任命しました。

山本教育長

報告第12号「専決処分の報告について」はご異議ございませんか。

出席委員

異議なし

■8その他

森本参事

○学校における熱中症対策について、説明いたします。

学校における熱中症対策ガイドラインですが、各学校においては、 学校保健安全法に基づいて、熱中症対策を含めた危機管理マニュアル を策定しております。マニュアルについては、訓練や検証結果の振り 返り、学校を取り巻く様々な状況の変化、国内外で発生する事故や災 害の事例の教訓、先進国に取り組まれていることを元に改善をしてい くように教育委員会として指導しているところです。

学校の管理下において、事故、特に熱中症事故の発生を未然に防ぐために、教職員が的確に判断し、円滑に対応できるよう教職員の役割を明確にし、児童生徒等の安全を確保する体制を確立するために、教職員が共通して理解できるよう、必要な事項をガイドラインにまとめさせていただいた。ガイドラインは、熱中症事故が多く発生した令和3年度に策定し、約3年が経過する中、気候変動適応法の一部改正もあり、ガイドラインの改訂させていただきました。

ガイドラインの2ページをご覧ください。教育長報告にもありましたが、今までもあった熱中症警戒情報に加えて、熱中症特別警戒情報の運用が始まりました。観測地点の宮津市だけ暑さ指数 35 を超えた場合の休校についても検討していかなければならない。学校、園では、これまでも宮津市の防災メールの発信を元に、熱中症警戒アラートが出た場合の体育の授業、部活動は安全対策をとっています。引き続き対応させていただきますが、特別警戒情報が出た場合の対応は、事前に保護者にも通知をして、対応していきたいと考えています。

◆次回教育委員会日程

- 〇定例会 7月19日(金)午前9時~ (終了後に 第2回研究協議会)
 - ·第3回研究協議会 8月5日(月)午前9時~

山本教育長

他になければ、第8回宮津市教育委員会定例会を閉会します。 ありがとうございました。

- 閉会: 10:50-